

## 施策体系見直しの考え方について

①現「地域共生社会の実現」 ⇒ 次期「差別の解消・相互理解・権利擁護」に変更  
地域共生社会の実現は計画の基本理念に掲げている内容と重なり、1つの施策分野としてはテーマが大きすぎるため文言を整理した。

②現「1-1 差別の解消」「1-3 相互理解と交流の促進」 ⇒ 次期「差別の解消及び相互理解の促進」に統合

差別解消と相互理解は施策として重なる部分があり、交流は相互理解を深める要素の一つであると整理し、1つの施策に統合した。

③現「6 住みよい福祉のまちづくり」 ⇒ 次期「2 住みよい福祉のまちづくり」へ  
次期計画では基本目標とその達成に寄与する施策分野を整理している。「住みよい福祉のまちづくり」は基本目標「1 誰もが安全・安心に暮らせるまち」に寄与する施策分野であるため、施策分野の順番の入れ替えを行った。

④現「5-2 情報アクセシビリティの向上」、「7-5 コミュニケーション環境の充実」  
⇒ 次期「7-2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援」に統合

次期計画では読書バリアフリー法関連事業を新規に掲載する予定であるため、現計画の情報アクセシビリティの向上に資する事業、意思疎通支援に資する事業とあわせて1つの施策に統合した。

⑤現「3-3 社会教育の充実」 ⇒ 次期「7-1 文化芸術活動・スポーツ等の充実」に統合  
現「3-3 社会教育の充実」の生涯学習部分は文化芸術活動・スポーツ等に内包されるものと整理し、次期「7-1 文化芸術活動・スポーツ等の充実」に統合した。

⑥現「5 社会参加の拡充」 ⇒ 次期「7 社会参加の拡充」へ

「社会参加の拡充」は基本目標「3 一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち」に寄与する施策分野であるため、施策分野の順番の入れ替えを行った。

⑦現「6-1 生活環境の整備」の一部、「6-4 相互援助活動の促進」、「7-3 住まいの場の充実」 ⇒ 次期「6-1 地域生活支援体制の充実」に統合

現「6-1 生活環境の整備」の一部（グループホームの充実など）や「7-3 住まいの場の充実」は福祉サービスであるため、次期「6-1 地域生活支援体制の充実」に統合した。「6-4 相互援助活動の促進」は地域住民やボランティア団体と行政が連携し、地域の支援体制を整備するものであるため、次期「6-1 地域生活支援体制の充実」に統合し、「地域生活支援」の後に「体制」の文言を追加した。

⑧その他文言の整理

国の基本計画及び埼玉県の障害者支援計画と合わせ、現「3-1 早期療育の充実」は次期「4-1 療育体制の充実」に、現「5-1 文化活動・余暇活動の充実」は次期「7-1 文化芸術活動・スポーツ等の充実」に文言を整理した。